

長井記念薬学研究奨励支援事業 平成 30 年度採用分募集要項

平成 30 年度採用分募集要項を熟読のうえ申請書を作成して下さい。

1. 趣旨

日本の成長分野の一つである生命科学の大きな柱として薬学研究がある。日本薬学会(以下、本学会)は、医薬品をライフワークとする科学者およびそれを目指す学生から構成される学術団体である。薬学の発展のためには、博士の学位を有する多様な薬剤師あるいは薬学研究者を輩出することが、今後一層重要となる。学位を取得するために研究に専念できる環境整備は、本学会の大きな使命の一つである。したがって、学位を取得するための研究奨励支援を行うこととした。

2. 対象分野・支援対象

- ・薬学研究の分野
- ・薬学部 6 年制学科を卒業後、大学院博士課程(4 年制博士課程)に進学を予定する者と在籍者を主に支援するが、薬学部 4 年制学科を卒業し大学院修士課程(博士前期課程)を修了後、大学院博士課程(博士後期課程あるいは 4 年制博士課程)に進学を予定する者と在籍者も支援する。なお、常勤職に就いている者は対象としない。

将来的には、薬学部 4 年制学科を卒業し大学院修士課程(博士前期課程)を修了後、大学院博士課程(博士後期課程あるいは 4 年制博士課程)進学を前提として薬学部 6 年制学科に学士入学する者も支援する。

3. 平成 30 年度採用区分・採用予定者数

- ・薬学部 6 年制学科を卒業後、4 年制博士課程に進学を予定する者と在籍者
 - ・薬学部 4 年制学科を卒業し大学院修士課程(博士前期課程)を修了後、大学院博士後期課程あるいは 4 年制博士課程に進学を予定する者と在籍者
- 合計 35 名程度

4. 申請資格

指導教員：本学会の会員であること

申請者：本学会の会員のうち以下の要件を満たす者

(1)薬学部 6 年制学科を卒業後、4 年制博士課程に進学を予定する者と在籍者

在学年次	申請時において、 ① 4 年制博士課程への進学を予定する薬学部 6 年制学科の 6 年次に在籍する者 ② 4 年制博士課程の 1 年次から 3 年次に在籍する者
------	--

(2)薬学部4年制学科を卒業し大学院修士課程(博士前期課程)を修了後、大学院博士後期課程あるいは4年制博士課程に進学を予定する者と在籍者

在学年次	申請時において, ① 博士後期課程あるいは4年制博士課程進学を予定する博士前期課程2年次に在籍する者 ② 博士後期課程の1年次から2年次あるいは4年制博士課程の1年次から3年次に在籍する者
------	--

なお、日本学術振興会特別研究員—DCとの重複受給はできません。申請書提出後あるいは採用期間中に日本学術振興会特別研究員—DCの採用通知を受け取った場合は直ちに本学会事務局学術事業担当に連絡して下さい。

5. 採用期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

ただし、上記期間中に博士課程4年次あるいは博士後期課程3年次を修了した場合は、原則として修了年度までとします。

6. 研究奨励金

平成30年度の貸与予定額

月額50,000円

7. 申請手続

本学会ホームページ「長井記念薬学研究奨励支援対象者募集」を参照のこと。

(1)提出書類

- ①申請書1部とコピー1部(申請書は片面印刷での提出をお願いします)
- ②申請書のPDFファイル、Wordファイル(ファイル名は「大学_氏名_30」として下さい)
PDFおよびWordファイルともに、申請書の写真部分には必ずデジタルデータを貼付して下さい。
※申請書は、本学会のホームページよりダウンロードして下さい。
- ③申請者および指導教員の署名用紙1部とコピー1部

(2)申請書の提出方法

申請書は、現在所属している機関を通じて本学会へ提出して下さい。申請者個人から本学会へ直接提出したものは受けません。

8. 募集締切

平成29年10月31日(火)(必着)

上記の募集締切日は、所属機関から送付される提出書類一式の到着の期限です。

申請者本人の申請締切は、所属機関によって異なりますので、各所属機関に問合せ下さい。

9. 選考および結果の開示

(1) 選考

選考は、本学会の選考委員会において書類選考により行います。

主要な選考方針は、以下のとおりです。

〔選考方針〕

- ①薬学の将来を担うことが期待される優れた大学院学生あるいは大学院進学予定者であること。
- ②研究計画を遂行できる能力および当該研究の準備状況が示されていること。

(2) 選考結果の開示

選考の結果は、平成30年1月末ごろに所属機関宛に通知します。

※ 選考に関する個別の問合せには、応じません。

10. 貸与を受ける者の義務等

(1) 貸与を受ける者は、出産・育児等により貸与の中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。また、研究に専念していないと認められる場合、または研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合には、貸与の資格を取り消すことがあります。この場合、原則として貸与済みの研究奨励金を返還していただくことになりますのでご留意下さい。

(2) 貸与を受ける者が、常勤職に就いた場合には、貸与の資格を喪失します。

(3) 貸与を受ける者が、博士課程を退学、停学、休学(出産・育児等による貸与の中断を除く)する場合は、貸与の資格を喪失します。また学生として海外の大学・大学院に在籍する場合は、貸与の資格を喪失します。ただし、共同研究等で短期留学する場合、国内の大学に籍があれば貸与の資格は喪失しません。

(4) 貸与を受ける者は、毎年度末に研究報告書(A4用紙1枚)を提出しなければなりません。また、学会発表を行った場合にはそのリスト、論文発表を行った場合には別刷りを提出しなければなりません(出産・育児等による貸与の中断期間が一年以上になった場合を除く)。さらに、学位を取得した場合は、博士論文と学位(博士)取得証明書を提出しなければなりません。別刷、博士論文はPDFでの提出も可能です。

(5) 本学会に博士論文と学位(博士)取得証明書を提出することにより、貸与された研究奨励金の返還は免除されます。ただし、学位を取得できなかった場合や博士論文と学位(博士)取得証明書を本学会に提出しなかった場合は、貸与済みの研究奨励金を返還していただくことになりますのでご留意下さい。
※ 何らかの理由により、課程博士を期限内に取得できない場合は、本学会にお問合せ下さい。

(6) 日本薬学会主催の学術集会(年会、支部、部会、シンポジウム等)や学術誌での発表を心がけて下さい。なお、貸与を受ける者のなかから、本学会の推薦に基づき日本薬学会年会シンポジウムでの発表を行っていただく場合があります。

- (7)研究における不正行為等、貸与を受ける者としてふさわしくない行為があった場合には、貸与の資格を取り消して貸与済みの研究奨励金を返還していただくことや、研究奨励金の貸与を停止することがあります。なお、貸与を開始する前に誓約書の提出を求めます。

11. その他

(1)申請書および選考について

- ①申請書は、本学会所定の様式を使用して下さい。様式の変更、所定様式以外の用紙の追加、指定書類以外の添付は認められません。
- ②申請書の提出後、その記載事項を変更し、または補充することは認められません。
- ③提出された申請書は返却しません。
- ④申請書に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。

(2)採用内定後の諸手続きについて

採用内定後の諸手続きにおいて、提出期日までに在学証明書(平成30年4月1日以降の交付日)等の必要書類を提出できない場合には、採用資格の確認等ができないため、採用されません。

(3)日本学術振興会特別研究員—DCについて

採用期間中に、日本学術振興会特別研究員—DCの資金を受けていたことが確認された場合には、貸与の資格を取り消すとともに、その期間の貸与済みの研究奨励金を返還していただきます。

(4)関連情報について

申請書様式等を本学会のホームページで公開しています。

<http://www.pharm.or.jp>

12. 個人情報の取扱い

申請書に含まれる個人情報については、厳重に管理し、本学会の業務遂行のみに利用します。

なお、採用が内定した場合および決定した場合、本人の氏名、所属機関在籍年次が公表されます。

13. 本募集に関する連絡先

公益社団法人 日本薬学会 学術課 学術事業担当

Tel 03-3406-3324 E-mail : gakuji@pharm.or.jp